

# 令和4年度 施設等利用給付・保護者負担軽減補助金限度額一覧表（月額）

1 施設等利用給付第1号認定子ども等〔満3歳児～5歳児〕			(単位：円)		
支給基準	階層	区分	施設等利用給付	保護者負担軽減補助金	補助限度額合計
			金額	金額	
生活保護世帯	A	第1子	25,700	14,200	39,900
		第2子		14,700	40,400
		第3子以降			
特別区民税非課税世帯 特別区民税所得割額非課税世帯（均等割額のみ課税） 【年収約270万円未満相当】	B	第1子		11,200	36,900
		第2子		14,700	40,400
		第3子以降			
		ひとり親等 第1子		14,200	39,900
		ひとり親等 第2子以降		14,700	40,400
特別区民税所得割課税額77,100円以下の世帯 【年収約360万円未満相当】	C	第1子		9,800	35,500
		第2子		10,300	36,000
		第3子以降	14,700	40,400	
		ひとり親等 第1子	11,200	36,900	
		ひとり親等 第2子以降	14,700	40,400	
特別区民税所得割課税額211,200円以下の世帯 【年収約680万円未満相当】	D	第1子	9,800	35,500	
		第2子	10,300	36,000	
		第3子以降	14,100	39,800	
特別区民税所得割課税額256,300円以下の世帯 【年収約730万円未満相当】	E	第1子	9,800	35,500	
		第2子	10,300	36,000	
		第3子以降	13,500	39,200	
特別区民税所得割課税額が上記AからE以外の世帯 【年収約730万円以上】	F	第1子	9,800	35,500	
		第2子	10,300	36,000	
		第3子以降			
税未確認の世帯	X	第1子	8,000	33,700	
		第2子	8,500	34,200	
		第3子以降			

多子カウント年齢制限なし

あり（小学3年生以下）

\*年収は、夫婦と子ども2人世帯の場合のおおまかな目安であり、実際の世帯の収入とは異なります。  
 \*納付した保育料等が補助限度額合計以下のとき、補助金額は納付保育料等を限度とします。  
 \*新制度園へ通園している場合は、施設等利用給付は対象外です。  
 \*国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は400円を上限に施設等利用給付を支給します。（保護者負担軽減補助金は、支給しません。）  
**\*やむを得ない事情により住民登録することが困難な園児は、困難なことを証する書類、居住の実態が分かる確認書類をもって住民登録をしているもののみします。ただし、大田区に住民登録をしていない期間が6か月を超えた場合、それ以降の保護者負担軽減補助金は、支給しません。**

第1子： 世帯の中で幼稚園に通っている園児が1人の場合又は2人以上通っている場合の一番上の園児  
 第2子・第3子以降： 幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所（東京都認証保育所を含む）、認定こども園、特別支援学校幼稚部等に在籍する兄・姉を有する園児  
 小学校1～3年生の兄・姉を有する園児  
 多子カウント年齢制限なし： 階層AからCまでに該当する世帯は、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する園児  
 ひとり親等： ひとり親、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に規定する要保護者の世帯  
 税未確認の世帯： 区市町村民税未申告等により税額が決定しない世帯、課税基準日に大田区外居住者で前住所地での税額通知書等を提出しなかった世帯、令和2年から令和3年の間海外居住者で収入の分かる書類を提出しなかった世帯のことをいう。

◆**保育の必要な世帯として第2号認定・第3号認定を受けている場合は、預かり保育事業の利用料についても、下記上限額の範囲内で支給されます。まだ認定を受けていない方は、大田区のホームページで申請方法を確認してください。**  
 \*通園している園の預かり保育の提供量が、平日8時間未満（教育時間を含む）または年間200日未満の場合は、当該園の預かり保育事業のほか認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料も補助対象となります。無償化の対象となる園及び請求方法等は、大田区ホームページをご覧ください。

2 施設等利用給付第2号認定子ども（保育の必要な世帯）〔3歳児～5歳児〕			(単位：円)
支援内容	施設等利用給付	備考	
	上限額（月額）		
預かり保育事業	11,300	利用日数に450円を乗じた金額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方の金額	

3 施設等利用給付第3号認定子ども（保育の必要な非課税世帯）〔満3歳児〕			(単位：円)
支援内容	施設等利用給付	備考	
	上限額（月額）		
預かり保育事業	16,300	利用日数に450円を乗じた金額と、実際に支払った金額を比較して、少ない方の金額	